

京都市宇津峡公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月26日

京都市長 松井孝治

京都市規則第 55号

京都市宇津峡公園条例施行規則の一部を改正する規則

京都市宇津峡公園条例施行規則の一部を次のように改正する。

第4条中「料金」の右に「（以下「付属設備利用料金」という。）」を加え、「2,090円」を「2,500円」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、繁忙日（条例別表第2備考3に規定する繁忙日をいう。）の付属設備利用料金の上限額は、前項の額に5分の6を乗じて得た額とする。ただし、当該繁忙日の付属設備利用料金を収受することができる日数は、1の年度（同備考3に規定する1の年度をいう。）につき120日を上限とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この規則による改正後の京都市宇津峡公園条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定による付属設備の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に当該料金を収受させるために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

（適用区分）

3 改正後の規則の規定は、この規則の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

（産業観光局農林振興室）